

# 消火器の処分について

消火器の処分には、専門的な知識と設備を必要とします。「廃消火器リサイクルシステム」は、簡便かつ適法に廃消火器を引き取りリサイクルするシステムです。消火器工業会会員メーカー及び関係者が一丸となって進めています。

詳しくはお近くの取扱い窓口へお問い合わせください。

※処分には、リサイクルシール代及び運送・保管費用が必要です。


**次のような消火器は、点検または廃棄・リサイクルをおすすめします。**


1. 「使用期限」を過ぎている消火器
2. 錆びたり腐食している消火器
3. 大きなキズや変形した箇所がある消火器

※エアゾール式消化具や外国製消火器は対象外です。詳しくは、下記の(株)消火器リサイクル推進センターでご確認ください。

## リサイクルシールについて

処分する場合には、リサイクルシールが必要です。

既にリサイクルシールが貼られている消火器	
	平成22年(2010年)以降に製造された消火器には、左の「リサイクルシール」が貼られています。「リサイクルシール」のある消火器は、リサイクル料金は掛かりません。※処分方法によって、運送・保管料がかかります。
新品用シール (見本)	

リサイクルシールが貼られていない消火器	
	既製品用シールを購入し、消火器に貼り付けてから引き渡してください。既製品シールは、取扱い窓口(特定窓口又は指定引取場所)で取り扱っています。※詳しくは、取扱い窓口へお問い合わせください。
既製品用シール (見本)	

## 取扱い窓口(特定窓口・指定引取場所)

**特定窓口:** 消火器の引取りを行える消火器販売店で、東広島市内に6者あります。(令和7年10月末時点)

**指定引取場所:** 消火器製造メーカーの支店等広島県内7箇所で行っています。(令和7年10月末時点)

※東広島市内に指定引取場所はありません。

お近くの取扱い窓口をお探しの際は ...

## 廃棄の方法

### 【特定窓口を利用する場合】

「特定窓口」へ直接持ち込むか、引取りを依頼してください。

※リサイクルシール代、運送・保管費用(取りに来てもらった場合は引取り料金)が必要です。

### 【指定引取場所を利用する場合】

「指定引取場所」へ直接持ち込んでください。 ※リサイクルシール代が必要です。

### 【引き取り回収ゆうパックを利用する場合】

事前に電話またはホームページでの申込みが必要です。

料金は**6,270円(税込)**で、回収を依頼できます。据置きや、薬剤量が3kgを超える消火器は利用できません。

※回収費用は、変動することがあります。下記「ゆうパック専用コールセンター」へお問い合わせください。

**《ゆうパック専用コールセンター》 ☎0120-82-2306** (ゆうパックのみのお問い合わせとなります。)

※伝票と消火器発送用の専用箱が届きますので、その際代引きにてお支払ください。

※リサイクルシールが貼ってある消火器は料金が異なりますので、申込みの際お問い合わせください。

## 消火器のリサイクルについて詳しくは

**株式会社 消火器リサイクル推進センター**

【ホームページ】 <https://www.ferpc.jp/>

☎03-5829-6773 (9:00 ~ 17:00 ただし土日祝日、休日及び12:00 ~ 13:00を除く)

